

第6章 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

学生（学部生・大学院生）に対する修学支援及び生活支援については、学則、学修に関する規則、学生生活に関する規則のほか、各種奨学金に関する規程、個人情報保護、ハラスメント、健康推進などに関わる規則や規程によって明確にされている。これらをもとに、学生支援を担当する部署は、主に教学部教学（務）課並びに学生支援課、あるいは健康推進室であり、学生の学修と生活に関する支援を行なっている。

キャリア支援については、キャリア支援センターが中心となって、学生が自ら望むキャリアを切り拓くための相談や指導を行なっている。

2) 学生への学修支援は適切に行なわれているか。

学修に関する相談は、各学部学科の指導教員や教務委員、あるいは教学（務）課が窓口となって受けている。学生が留学、休学、退学、卒業延期等をしようとする場合には、各学部及び各研究科の指導教員が面談の上、手続きを行い、決定後は教授会等で報告され、全教員に周知される。また、GPAを指標とした学習指導対象者について、各セメスターの始めには教学課などから連絡があり、指導教員は面接の上、指導し、継続的な学修に向けて助言を行なっている。また、大学としても、成績が不良である等の事項を保護者に通知するなどして、丁寧な指導を行なっている。

通常の学修に補習が必要な学生については、E-NAVIやS-NAVIにより、個別指導を行っている。ここでも、直接に学生の相談にのり、具体的なアドバイスを与えている。

障がいを持つ学生については、基本的に所属する学部担当の教職員が対応している。校舎内が、未だ完全なバリアフリーではないことから各所の改修が必要であろう。一方、聴覚に障がいを持つ学生に対しては学生サークルや外部のノートテイクを手配し、費用負担をしている。その他各人の状況を詳細にヒアリングし、それぞれの状況に応じ対応している。入学試験においても、視覚に障がいを持つ学生については点字や拡大鏡による受験を許可するなど、ケースバイケースの対応をしている。

本学では、各種の奨学金について規程を定めて運用している。本学独自の奨学金は、全学生が対象となるものは7種（学部、自己研鑽、建学記念、大学院、勤労、応急、キャンパス間留学）であり、その他選抜により給付される奨学金も7種（スポーツ、国際交流、留学生特別、留学生、松前重義留学生、航空操縦学専攻留学、河上・内田）であり、全体で2,000名を学生が奨学金を受けている。さらに、多くの学生は「日本学生支援機構奨学金」や地方公共団体・民間の財団等による奨学金（給付・貸与）等の多種多様な奨学制度を受けている。一方で、より多くの学生の学修並びに生活支援のため、新たな奨学制度が検討されている。

(3) 学生への生活支援は適切に行なわれているか。

学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮のためには、次のような制度を採用している。そのための窓口は、教学課及び学生支援課とCLIC、健康推進室などである。特に、湘南校舎においては学生支援課のCLIC（Campus Life Information Center）は、

学生からのすべての相談を受ける窓口となっている。

① 学生健康保険互助組合

健康保持及び増進を図り、かつその疾病負傷につき相互に救済し、もって学生の福利に寄与することを目的とし、学内に学生健康保険互助組合を置いている。組合は、目的を達成するため次の事業を行っている。医療給付、予防給付、そのほか本組合の目的に合致する事業である。

② 健康推進センター・健康推進室

定期健康診断ならびに医師による心身両面についての相談と応急処置を行っている。

③ 防災

すべての学生には入学時に Campus Guide を配布し、その中の「危機管理」の項で災害時の対応や防災についての情報を示し、災害等への備えについて周知を図っている。

④ 薬物乱用防止

本学は、薬物乱用防止の啓発のために、学生に対しリーフレットの配布や警察官を招いての説明を行っている。

⑤ 法律相談

法律相談については、学生が種々のトラブルに巻き込まれ、法律的なアドバイスを必要とする場合に、法学部教員（弁護士）が原則として月1回その相談に応じている。その旨は、Campus Guide 等で周知している。

⑥ 課外活動

課外活動は、キャンパス創造委員会、オリエンテーション実行委員会、建学祭 実行委員会、各クラブやサークルが所属する学生会を中心に、自主的な活動を行っている。また、約110団体（学生5,200名）を公認団体として位置づけている。これら課外活動の管理、指導は、各団体の部長教員や指導者のほか、学生支援課が行なっている。

さらに、本学ではハラスメント防止対策として、「東海大学ハラスメント防止人権委員会」を設置し、ハラスメントに関する相談、調査、調停、仲裁を行うこととしている。また、ハラスメント防止については、毎年、教職員及び学生に対しパンフレットを配布している。

（４）学生への進路支援は適切に行なわれているか。

本学では、キャリア支援センターを設置し、各学部学科及び研究科と連携しながら、学生のキャリア支援を行なっている。

2. 点検・評価

評定 A

基準6の充足状況

学生（学部生・大学院生）に対する修学支援及び生活支援は、学則、学修に関する規則、学生生活に関する規則のほか、各種奨学金に関する規程、個人情報保護、ハラスメント、健康推進などに関わる規則や規程によって明確にされている。これらをもとに、学生支援を担当する部署は、主に教学部教学（務）課並びに学生支援課、あるいは健康推進室であり、学生の学修と生活に関する支援を行なっている。

キャリア支援についても、キャリア支援センターが中心となって、学生が自ら望むキャリアを切り拓くための相談や指導を行なっている。

① 効果が上がっている事項

本学独自の奨学金や日本学生支援機構の奨学金などの適正な運用により、生活支援を含めた援助がなされている。

健康管理については、健康推進センターを中心に、各校舎の健康推進室が、健康診断のほか、保健・健康に関する指導、応急処置などを行なっている。

キャリア支援やキャリア教育については、キャリア支援センターと各学部学科及び研究科とが連携しながら、学生の就職支援を行なっている。

② 改善すべき事項

学生生活の支援については、SNS の誤用、薬物や暴力などの防止に関する啓発活動をさらに積極的に行う必要があると考えている。

また、さらに特徴ある奨学金を設けるなどして、学生の生活や活動の支援につなげることを検討すべきであろう。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

本学独自の奨学金の運用については、新規の奨学金の設定などを含めて、より充実したものにしていく。

② 改善すべき事項

学生生活の支援については、SNS の誤用、薬物や暴力などの防止に関する啓発活動について、従来のパンフレットの配布などに加えて、ガイダンスなどでも周知させるなど、より積極的に行う必要があると考えている

4. 根拠資料

東海大学奨学金規程

東海大学学生生活に関する規則

東海大学就職委員会規程

東海大学個人情報保護に関する規程

東海大学ハラスメント防止人権委員会規程

東海大学ハラスメント相談窓口に関する規則

東海大学暴力防止対策委員会規程

東海大学職業斡旋業務運営規程

東海大学 Campus Guide

ポスター及びパンフレット

STOP 暴力

ソーシャルメディアガイドライン

各種媒体における個人情報の利用ガイドライン

STOP HARASSMENT